

【出題趣旨】 余罪取調べ、別件逮捕・勾留、再逮捕・再勾留等の問題についての知識・理解を試す問題である。とくに、「取調べ」の適法性と「逮捕・勾留」の適法性の問題の差異（前者は 198 条に照らしての供述採取行為の適法性を、後者は 199 条以下に照らしての身体拘束行為の適法性を問題とするものである）を混同しないように気をつけながら論を進める必要がある。